### 公正職務審査委員会からの意見書(第29-99-1号)【要旨】

## 1 公正職務審査委員会(第2部会)による調査結果

- (1) 中央区役所職員が下記の地域団体Xの事務(以下「本件団体固有事務」という。)を行っていた。
  - ①会議(総会・理事会)運営関係 会議資料(総会議案書、会議次第)の作成 開催通知の作成・発送 出欠者一覧の作成 進行台本の作成 会場設営
  - ②出納管理関係 歳入・歳出簿の作成 出納指示書の作成
  - ③名簿管理関係 役員名簿の作成
- (2) 上記のほか、地域団体Yなど他の地域団体の団体固有事務を行っていた。

#### 2 公正職務審査委員会(第2部会)における判断

- (1) 団体固有事務への従事についての法的整理
  - ▶ 地方公務員法第30条及び第35条は、地方公共団体の職員の職務専念義務を定めており、職員は全体の奉仕者として、地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事することを求められている。したがって、職員が、特定団体の事務に従事することは職務専念義務の趣旨に反するとの評価を受ける場合がある。
  - ▶ ただし、その範囲は必ずしも明確ではなく、例えば、団体の事務であっても行政の事務と同一視できるもの、あるいは行政目的を達成するために行政が主体的に関与することが求められる団体の事務については、職員が行っても問題とならない事務があると考えられ、その線引きにはあいまいな点もある。

### (2) 本件へのあてはめ

▶ 本件団体固有事務は、行政の事務と同一視できるものではなく、また、 行政目的を達成するために行政が関与すべき事務でもない。したがって、 本件団体固有事務を職員が行うことは、職務専念義務との関係で適正と はいいがたい。

▶ 中央区役所においては組織として、上記不適正な事実に正面から向き合い、これを是正していくことができていなかった。

### (3) 大阪市における取組みの問題点

- ▶ 中央区役所で不適正な団体固有事務への従事が継続されてきたことについては、大阪市において、区役所と地域団体の関係の見直しに関し、文書による明確な基準が策定されなかった点にも原因がある。
- ▶ 重要な実務の取扱いの変更にあたっては、市長の方針を具体化する通知 やガイドラインなど文書による明確な基準が作成されるべきであった。

### (4) 是正措置等について

地域団体Xの団体固有事務については区役所の職員の関与はなくなり、 地域団体Yなどの団体固有事務については是正に向けての作業が行われて いる。したがって、現時点において、不適正な状況が完全に是正されたと は言えないものの、是正・再発防止措置も含め各地域団体との調整に一定 の時間を要することを考慮し、勧告は行わないが、委員会として特に意見 を述べる。

# 【意見】

- ① 中央区長は、引き続き地域団体Yなどの団体固有事務の整理を進め、速やかに是正を図られたい。また、中央区長は、地域団体と連携・協働して施策・事業を推進する際には、各主体の役割と業務分担を明確にし、職員が業務を遂行する上で地方公務員法の趣旨に抵触あるいは逸脱することのないよう徹底されたい。
- ② 中央区長は、中央区役所が自らの組織判断で団体固有事務への従事を是正することができなかった事実に鑑み、組織マネジメントの課題を十分に認識し抜本的改善に取り組まれたい。
- ③ 市長は、中央区役所の団体固有事務についての是正状況を、適宜モニタリングされたい。また、他の区役所で本件と同様の事例その他区役所と地域団体との関係において不適正な事例がないか、あらためて検証し、必要に応じて適宜是正されたい。
- ④ 行政目的を達成するためには、区役所は地域団体との緊密な連携・協働が必要であり、職員は地域団体から様々な要望を受け、支援を求められることが考えられることから、市長は、区役所と地域団体との適切な関係を維持、確立するために、区役所と団体との関係につき、職員の判断の根拠となるようなできる限り明確な基準を文書化する措置を講じられたい。